

名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び会賓に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款第39条に定める名誉会長、第40条に定める名誉顧問、顧問及び参与並びに第41条に定める会賓について、その選任の基準、任期等を明確にすることを目的とする。

第2章 名誉会長

参考:定款第39条

第10章 名誉会長・名誉顧問・顧問・参与及び会賓

(名誉会長)

第39条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は理事会が推挙した者につき、評議員会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(名誉会長の選任の基準)

第2条 名誉会長は、本連盟の代表理事を通算して2任期4年以上務めた者から評議員会が選任し、代表理事が委嘱する。

(名誉会長の任期)

第3条 名誉会長の任期は終身とする。

第3章 名誉顧問、顧問及び参与

参考:定款第40条

(名誉顧問、顧問及び参与)

第40条 この法人に名誉顧問、顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉顧問、顧問及び参与は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉顧問、顧問及び参与の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(名誉顧問の選任の基準)

第4条 名誉顧問は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の副会長を通算して2任期4年以上務めた者
- (2) 本連盟の専務理事を通算して3任期6年以上務めた者

(顧問の選任の基準)

第5条 顧問は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の常務理事を通算して3任期6年以上務めた者
- (2) 本連盟の監事を通算して3任期6年以上務めた者

(参与の選任の基準)

第6条 参与は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 本連盟の常務理事を通算して2任期4年以上務めた者
- (2) 本連盟の理事又は監事のいずれかを通算して2任期4年以上務めた者
- (3) 本連盟の加盟団体の会長、副会長、理事長を通算して10年以上務めた者
- (4) 本連盟の委員長を通算して10年以上務めた者

(名誉顧問、顧問及び参与の任期)

第7条 名誉顧問、顧問の任期は終身とする。

- 2 参与の任期は委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第4章 会 賓

参考:定款第41条

(会賓)

第41条 この法人に会賓若干名を置くことができる。

- 2 会賓は功労のあった者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 会賓は、この法人が主催する行事に出席することができる。
- 4 会賓の選任の基準、任期等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(会賓の選任の基準)

第8条 会賓は、オリンピックにおいて入賞し、同オリンピックから20年以上経過した者の中から理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

(会賓の任期)

第9条 会賓の任期は委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑 則

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

附則 2 本規程は、2025（令和7）年3月8日より一部改定施行する。